

スポーツ仲裁法研究啓発活動委員会規則

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構・理事会

第1条 設置目的

日本スポーツ仲裁機構は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構定款第4条(4)の事項に関する具体的な企画の立案のため、スポーツ仲裁法研究啓発活動委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。

第2条 構成

- (1) 本委員会は、1名の委員長と8名以内の委員により構成する。
- (2) 本委員会の委員長及び委員は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構・代表理事（以下「機構長」という。）がこれを委嘱し、これを受諾した者とする。

第3条 審議

- (1) 機構長は、本委員会に対して、適宜、諮問をすることができる。
- (2) 委員長は、前項の諮問に対する答申の作成、その他第1条の目的に沿う事項について審議するため、委員会を主宰する。
- (3) 委員長は、適宜、前項の目的を達成するため、本委員会を開催することを決定することができる。
- (4) 本委員会は、通信手段を用いて審議を行うことができる。
- (5) 本委員会は、適宜、手続規則を定めることができる。

第4条 委員の任期

- (1) 委員長及び委員の任期は1年とする。
- (2) 年度の途中で委員長又は委員に就任した者の任期は、直近の3月31日までとする。
- (3) 任期満了前に委員長若しくは委員から任期満了に伴って辞任する旨の意思表示が機構長に対してない限り、任期満了後も特別の手続を要することなく、再任されたものとみなす。ただし、任期途中での辞任又は解任等の場合はこの限りではない。

第5条 出席者

- (1) 機構長及び執行理事は、適宜、本委員会にオブザーバーとして出席することができる。ただし、機構長は、これらの者を正式メンバーとして出席させるため、拡大スポーツ仲裁法研究啓発活動委員会を開催することができる。
- (2) 委員長は、前項に定める者のほか、適宜、外部者の出席を要請又は許諾することができる。

第6条 事務

- (1) 本委員会の事務は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の事務局がこれを行う。
- (2) 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の事務局員は、適宜、本委員会に出席する。

第7条 経費

- (1) 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構は、会議室代等、本委員会の活動に合理的に必要な費用を負担する。
- (2) 本委員会の委員長及び委員は無報酬とする。ただし、本委員会への出席その他の職務上の会合に出席するための経費として、1回につき一律5,000円を支払う。

附則

この規則は、2007年3月8日から施行する。

附則2

この規則は、2007年3月8日に遡って施行する。

附則3

この規則は、2009年4月1日に遡って施行する。

附則4

この規則は、2014年4月1日から施行する。